

# 工場・事業場ダイオキシン類測定結果報告等要領

## 1 目 的

この要領は、ダイオキシン類対策特別措置法（以下「法」という。）で定める大気基準適用施設（以下「大気施設」という。）及び水質基準適用事業場（以下「水質事業場」という。）の設置者が、大気施設から排出される排出ガス等及び水質事業場から排出される排出水について、法に規定するダイオキシン類の測定や測定結果の報告等を行ううえで必要な事項等を定めるものである。

## 2 測 定

### (1) 測定を行う施設等

次に掲げる施設等についてダイオキシン類の測定を行う。

ア 大気施設に係るすべての排出口

イ 大気施設のうち、廃棄物焼却炉から排出する集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰その他燃え殻（以下「ばいじん等」という。）

※ばいじんと焼却灰その他燃え殻は別々に測定する。

ウ 水質事業場のすべての排水口

※生活系排水及び雨水排水に係る排出口については、水質基準適用施設の排水系統と完全に区別されていて、ダイオキシン類を含む汚水が混入しないことが確実な場合は除く。

### (2) 測定回数

排出ガス、排出水、ばいじん等について、それぞれ毎年1回以上とする。なお、ばいじん等の測定は、排出ガスの測定を行う場合に併せて行う。

### (3) 測定方法

法施行規則第2条に規定する方法。

## 3 測定結果の報告

### (1) 報告方法

ダイオキシン類の測定結果報告は、書面により行う。

排出ガス、排出水及びばいじん等に係る測定結果は、別添様式1及び法施行規則第3条第1項に基づき換算した測定結果にあつては別紙1、法施行規則第3条第2項に基づき換算した測定結果にあつては別紙2により報告する。

なお、別添様式1における分析年月日の欄には「計量証明書の報告日」を記入する。

### (2) 報告時期

測定結果が判明（計量証明書の報告日）次第速やかに報告する。

### (3) 報告先等

事業場所在地を所管する環境森林事務所等の環境対策課へ、次により提出するものとする。

特 定 事 業 場	あ て 先	提出部数
宇都宮市以外に所在する事業場	所管する各環境森林事務所等の長	計3部※

※1部は事業者控え

#### 4 測定結果の記録

ダイオキシン類の測定結果については、3年間以上保存する。

#### 5 排出基準不適合時及び事故時の措置

##### (1) 排出基準不適合時の措置

ダイオキシン類の測定結果が排出基準に適合しないことが判明したときは、直ちに施設の使用を中止し、施設の改善等を行う。

##### (2) 事故時の措置

ア 特定施設の故障、破損その他の事故が発生し、ダイオキシン類が大気中又は公共用水域に多量に排出されたときは、直ちにその事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するよう努める。

イ その事故の状況を、速やかに事業場所在地を所管する環境森林事務所等の環境対策課に通報する。

#### 附 則

この要領は、平成12年 2月28日から適用する。

この要領は、平成16年12月15日から適用する。

この要領は、平成17年 1月19日から適用する。

この要領は、平成20年 4月 1日から適用する。

この要領は、平成21年 3月 4日から適用する。

この要領は、平成22年 5月27日から適用する。